

# 第1章 精神薄弱者の状況と職業能力開発の必要性

## 1 精神薄弱者の状況

① 精神薄弱とは、発育期間におけるさまざまな原因により、「全般的知的機能の発達が平均より遅れており、適応行動がうまくできない状態をいう」とされている。そして、このような障害が長期に続くため、特別の援助を必要とする人を精神薄弱者といっている。

② 精神薄弱者の判定は、児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医が行うこととされており、精神薄弱の原因、精神遅滞の程度、日常生活上の能力などについて、医学判定、心理判定、社会的判定などを総合して判定している。

精神薄弱者の判定の重要な目安として、知能指数（個人の精神発達の速度を示す指標、IQ）が使われる。IQは知能検査によって測定されるものである。

③ 知能検査は、100人中95人がIQ71～129の値を示すようにつくられている。残り5人のうち半数ずつが、IQ70以下（精神薄弱）とIQ130以上（優秀知）とされる。したがって、精神薄弱とは、100人に知能検査を実施した場合、下位の2.5人にはいることを意味している。

知能検査の統計的観点からみると、わが国の総人口、約1億2500万人の2.5%、すなわち約310万人が理論上精神薄弱者となる可能性があることになる。

④ 厚生省は精神薄弱者と判定された者に対し、療育手帳を交付している。この手帳は、精神薄弱者として援助を希望する本人や保護者の申請に基づいて交付されるものである。障害の軽い精神薄弱者の中には申請しない人も多く、手帳保持者は理論上の精神薄弱者数に比べはるかに少数である。

なお、療育手帳では障害の程度をA（重度）、B（中・軽度）に区分しているが、文部省の特殊児童判別基準では、精神薄弱者を第1表のように分類している。

第1表 精神薄弱者の分類

区分	内 容	備 考
最重度	言語はほとんど有せず、意思交換、環境への適応が困難であって、衣食のうえで絶えず保護を必要とするもの	おおむね IQ20未満
重 度	読み書きはもちろん計算も不可能で、新しい事態の変化に適応する能力がなく、身辺処理も部分的にしか可能でないもの	おおむね IQ20～34
中 度	読み書き、そして部分的な計算は可能であるが、言語は幼稚で、文章をつづることは難しい。しかし、身辺処理はだいたい可能であり、特に異常な行動はなく、指導のもとに単純な作業は可能なもの	おおむね IQ35～49
軽 度	日常生活や身辺処理については、さして問題とならないが、抽象的思考、推理は困難であり、単純作業が可能なもの	おおむね IQ50～75

資料出所 文部省 「特殊児童判別基準」

⑤ 厚生省が平成2年9月に実施した「精神薄弱児（者）福祉対策基礎調査」によると、精神薄弱者数は38万5千人である。

このうち、在宅の精神薄弱児・者は28万4千人である。また、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設等の社会福祉施設に入所している精神薄弱児・者は10万1千人（精神薄弱児1万5千人、精神薄弱者8万6千人）となっている。

- ⑥ 在宅の精神薄弱者について、障害の程度別にみると、軽度の者が6万9千2百人（構成比24.4%）、中度の者が7万6千4百人（同26.9%）、重度の者が8万8千3百人（同31.1%）、最重度の者が3万5千2百人（同12.4%）となっている（第2表）。

第2表 障害の程度別精神薄弱児・者数（在宅）

	軽 度	中 度	重 度	最 重 度	不 詳
総 数	69200 (24.4)	76400 (26.9)	88300 (31.1)	35200 (12.4)	14800 (5.2)
18歳未満	24300 (24.4)	26600 (26.6)	31700 (31.7)	13600 (13.7)	3700 (3.7)
18歳以上	39500 (23.5)	46300 (27.5)	52900 (31.5)	21200 (12.6)	8300 (4.9)
不 詳	5300 (34.1)	3500 (22.4)	3700 (23.5)	400 (2.4)	2800 (17.6)

資料出所 厚生省 「精神薄弱児・者福祉対策基礎調査」（平成2年9月）

（注）（ ）内は構成比（%）である。

また、在宅の精神薄弱児・者のうち、およそ5万人（全体の17.7%）が身体障害者手帳を持っており、身体障害の種類では、「肢体不自由」が67.4%と最も多い。

- ⑦ 在宅の精神薄弱者の療育手帳の所有状況は、「手帳有」が74.7%となっている。すなわち、厚生省が精神薄弱者として扱っている者の中に手帳を持っていない者が相当数いることになる（第3表）。

なお、雇用の側面では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第9条の障害者職業センターにより、精神薄弱があると判定された者は、手帳の所持の有無にかかわらず精神薄弱者として取り扱われることになっている。

第3表 療育手帳の所有状況（在宅）

	総 数	手 帳 有	手 帳 無	不 詳
総 数	283800 (100.0)	211900 (74.7)	60500 (21.3)	11400 (4.0)
18歳未満	100000 (100.0)	76500 (76.5)	20700 (20.7)	11400 (2.8)
18歳以上	168200 (100.0)	128200 (76.2)	34300 (20.4)	5700 (3.4)
不 詳	15700 (100.0)	7200 (45.9)	5500 (35.3)	3000 (18.8)

資料出所 厚生省 「精神薄弱児・者福祉対策基礎調査」（平成2年9月）

（注）（ ）内は構成比（%）である。

- ⑧ 学齢期を過ぎた18歳以上の精神薄弱者16万8千2百人の生活の安定が問題である。

精神薄弱者は就労していても、臨時雇い、日雇い、家の仕事の手伝いなどが多いと思われる。

精神薄弱者の就労場所として特筆すべきものは、シェルターとしてのいわゆる小規模作業所である。公立の作業所、企業内作業所、法人の通所施設、親の会が経営する作業所などが全国で3800所以上あるといわれている。これらの作業所の中には、仕事だけでなくレクリエーション活動をやっているところもあり、福祉就労の場として役立っている。

## 2 精神薄弱者の雇用状況

- ① 労働省が平成5年11月に実施した「身体障害者等雇用実態調査」によると、従業員規模5人以上の事業所に常用雇用されている精神薄弱者は6万人となっている（第4表）。

年齢階級別にみると、19歳以下11.6%、20～24歳33.2%、25～29歳33.2%と30歳未満の者が約8割と高い割合を占めている。

40歳以上層では、常用雇用されている者は全体の約16%とかなり少ない状況にある。

第4表 精神薄弱者の雇用状況（年齢階級別）

（単位：％）

年齢階級	全 体	男	女
19 歳 以下	11.6	8.9	16.7
20 ～ 24	33.2	34.6	30.6
25 ～ 29	33.2	34.6	30.6
30 ～ 34	11.6	12.4	10.0
35 ～ 39	12.2	13.4	10.0
40 ～ 44	5.7	4.7	7.7
45 ～ 49	5.7	5.8	5.5
50 ～ 54	3.0	3.0	3.1
55 ～ 59	1.0	1.5	0.1
60 ～ 64	0.5	0.5	0.3
65 歳 以下	0.0	0.0	0.0
不 明	1.1	1.1	1.1

資料出所 労働省 「身体障害者等雇用実態調査」（平成5年11月）

（注） 従業員5人以上の事業所に常用雇用されている精神薄弱者60000人（男39000人、女21000人）の年齢階級別の内訳である。

- ② 産業別にみると、製造業に雇用されている者が約60%と最も多く、次いでサービス業約26%、卸売・小売業、飲食店約7%、建設業約6%となっている（第5表）。

第5表 産業別精神薄弱者の雇用状況

(単位：%)

産 業	全 体	男	女
建 設 業	5.9	9.0	0.1
製 造 業	60.7	63.0	56.2
卸売・小売業	7.0	7.6	5.7
サービス業	25.8	19.6	37.5
そ の 他	0.6	0.8	0.3
計	100.0	100.0	100.0

資料出所 労働省 「身体障害者等雇用実態調査」(平成5年11月)

(注) 従業員5人以上の事業所に常用雇用されている精神薄弱者60000人(男39000人、女21000人)の産業別の内訳である。

- ③ 事業所規模別にみると、ほぼ半数が5～29人規模で雇用されており、100人以上規模で雇用されている者は約16%にすぎない(第6表)。

第6表 事業所規模別精神薄弱者の雇用状況

(単位：%)

規 模(人)	全 体	男	女
5 ～ 29	49.5	54.5	40.3
30 ～ 99	34.3	31.3	39.3
100 ～ 499	13.9	12.1	17.3
500 ～ 999	1.3	1.2	1.4
1000人以上	1.0	1.0	1.0

資料出所 労働省 「身体障害者等雇用実態調査」(平成5年11月)

(注) 従業員5人以上の事業所に常用雇用されている精神薄弱者60000人(男39000人、女21000人)の事業所規模別の内訳である。

- ④ 精神薄弱者が従事している職業は、「技能工、採掘・製造・建設及び労務の職業」が圧倒的に多く、全体の7割近くを占めている。また、次に多いのは、「サービスの職業」で全体の3割近くとなっている(第7表)。

第7表 精神薄弱者の職業

(単位：%)

職 業	全 体	男	女
総 計	100.0	100.0	100.0
専 門 ・ 技 術	0.0	0.0	0.0
管 理	0.1	0.1	0.0
事 務	0.1	0.1	0.2
販 売	2.2	1.0	5.3
サ ー ビ ス	28.7	38.6	2.3
保 安	0.1	0.1	0.0
運 輸 ・ 通 信	0.1	0.1	0.0
技能工、採掘、製造・建設及び労務	34.3	31.3	39.3

資料出所 労働省 「身体障害者等雇用実態調査」(昭和63年10月)

(注) 従業員30人以上の事業所に雇用されている精神薄弱者の職業別の内訳である。

- ⑤ このように精神薄弱者の雇用の特徴は、精神薄弱者の大半が中小企業の製造業に雇用され、その多くは単純反復作業など限定された職種に従事していることである。

精神薄弱者は学習能力の制約から、とかく単純反復作業に配置される傾向があるが、精神薄弱者だからできないという固定観念にとらわれず、各人の特性をよく理解して、適切な指導をすることにより、彼らの短所を補い、長所を引き出す作業に配置することが重要である。

なお、IQの数値は、知的能力の目安であり、日常生活や職業生活での能力を表すものではない。職業に就いた場合、IQ 70の人がIQ 50の人より必ずしもうまくいくとは限らない。職業生活を続けるためには、IQよりもむしろ生活習慣、働く意欲、態度、性格、体力、持続力などの別の要素が重要といえる。

### 3 職業能力開発の必要性

- ① 文部省によると、精神薄弱養護学校では、障害の特性にかんがみ、身辺自立の技能と習慣を身につけさせるなどして、社会的適応性を助長し、社会に参加していくための知識、技能及び態度を養うことに重点を置いている。

しかし、平成6年3月卒業者について、養護学校(高等部)の進路別の状況を見ると、就職者が35%前後に達しているものの、社会福祉施設等に入所、通所する者が多い(第8表)。

これらの人達は、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉工場、精神薄弱者更生施設等で必要な訓練を受け、職業的に自立することを目指すことになるが、福祉施設等に入所した者が自立することは容易ではない。

- ② 一方、養護学校(中学部)、特殊学級、養護学校(高等部)を卒業して、公共職業能力開発校に入校する者は全体の1.4%と僅少である。これらの者は後述するように比較的軽度の者が多いとはいえず、通常一年間の訓練で、その約90%の者が就職している(第9表)。

もし、特殊学級や養護学校（高等部）卒業後就職をめざして叶えられなかった者が公共職業能力開発校の訓練を受講することによって職業的自立を達成できるとすれば、職業教育機関として公共職業能力開発校が重要な役割を果たしているといえよう。

第8表 養護学校(高等部)の進路別卒業生数（平成6年3月卒）

	卒業生数(人)	構成比(%)
合 計	7610	100.0
大学等進学者	45	0.6
専修学校（専門課程）進学者	4	0.1
各種学校入学者	4	0.1
職業能力開発校入校者	106	1.4
就 職 者	2641	34.7
社会福祉施設等入所、通所者	4035	53.0
そ の 他	775	10.2

資料出所 文部省「特殊教育資料」

- (注) 1 学等進学者…大学、短期大学、大学・短期大学の通信教育部、放送大学等に進学した者  
 2 専修学校（専門課程）進学者…専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常専門学校と称する。）へ進学した者  
 3 各種学校入学者…各種学校（予備校等）に入学した者  
 4 職業能力開発校入校者…公共職業能力開発校に入校した者  
 5 社会福祉施設等入所、通所者…授産施設、更生施設、児童福祉施設、医療機関に入所、通所している者

第9表 職業能力開発施設の就職率（精神薄弱者対象分）

施 設	修了数(人)	就職数(人)	就職率(%)
国 立 校	140	120	85.7
都道府県立校	178	166	93.3
公共能開校	318	286	89.9
そ の 他 校	91	82	90.1
合 計	409	368	90.0

資料出所 職業能力開発開大学校研修研究センター「精神薄弱者訓練実態調査」（平成6年度）

- (注) 1 国立校…国立・都道府県営の障害者職業能力開発校9校  
 2 都道府県立校…都道府県立の障害者職業能力開発校5校と一般の職業能力開発校3校  
 3 公共能開校…国立校と都道府県立校の合計  
 4 その他校…障害者能力開発助成金の支給を受けて、職業訓練を実施する5施設

- ③ 精神薄弱者の雇用を促進し、職業の安定を図るためには、職業訓練の果たす役割が特に重要である。事業所調査等によると、職業生活に必要な基本的労働習慣が確立されていないために、作業能力があるにもかかわらず実際の職場への適応が困難となっている精神薄弱者が多いが、職業訓練を通して職業生活に必要な基本的な労働習慣を習得することにより、その就職を容易にすることができるからである。